



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年10月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ハートリンク
- 3 代表者の氏名
赤 沼 元 二
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市小和田9番6号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・児童はじめ全ての人々が自分にあった環境で自立して元気に暮らせるよう、介護や生活支援サービスなど、心身ともに豊かで健康に暮らせるための事業を行い、その地域に暮らす人々が安心して豊かに暮らせる社会やその仕組みの実現に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (株)カワチ薬品佐久平店
 佐久市大字岩村田字下樋田1763-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 (株)カワチ薬品
 栃木県小山市大字卒島1293
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
 (株)カワチ薬品
 栃木県小山市大字卒島1293
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成15年5月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,856平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 165台
 - (2) 駐輪場の収容台数 50台
 - (3) 荷さばき施設の面積 219平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 83立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時
 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成14年9月20日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間
平成14年10月10日から平成15年2月10日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド伊那店
伊那市大字伊那5352-32ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
カゴメ(株)
愛知県名古屋市中区錦3-14-15

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後8時30分まで	午前9時から午後8時30分まで

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後5時まで	午前6時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成14年10月20日

5 届出年月日

平成14年9月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年10月10日から平成15年2月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ伊那店

伊那市大字伊那字下川原5182

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー(株)

愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
ユニー(株) (株)モンタボー (株)三貴 (株)榮進堂 (株)上山製果舗 (資)圓月堂 (株)サンカラー現像所 丸正(株) (株)モリエ (株)キング (株)さが美 (有)丸十牧田染織店 (株)山岸屋洋品店 伊藤禎子 (株)パレモ 原千景 (株)マルタ 伊那宝石(株) (株)ナガタ	開店時刻 午前10時 (年間20日 午前9時) 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(有)三幸ボタン
(株)神奈川いけだ書店

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時45分から午後10時15分まで 〔年間20日 午前8時45分から 午後10時15分まで〕	午前8時45分から午後10時15分まで

4 変更する年月日

平成14年7月1日

5 届出年月日

平成14年6月21日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年10月10日から平成15年2月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

箕輪ショッピングセンター

上伊那郡箕輪町大字中箕輪9025ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)箕輪ショッピングセンター

上伊那郡箕輪町大字中箕輪9025

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株) ジャスコ(株) (株)ナガタ フジパンストアー(株) (有)テラ電器 小松国利 (有)アズコーポレーション 井桁屋本店 (有)ドラックミノワ (株)箕輪ショッピングセンター 伊藤邦男 (有)タケヨシ 青柳郁子 (有)箕輪酒販売 (有)丸山商店 (有)フラワーショップニチノー (有)タツミヤ 伊藤芳久 (有)伊藤靴店 丸五金屋呉服店 城取呉服店	開店時刻 午前10時 (年間90日 午前9時) 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後10時30分まで 〔年間90日 午前8時30分から〕 〔午後10時30分まで〕	午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成14年8月31日

- 5 届出年月日
平成14年8月29日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年10月10日から平成15年2月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産 業 振 興 課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友塩尻野村店
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
(株)エス・エス・ブイ	開店時刻 午前10時 (年間60日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更する年月日

平成14年10月1日

5 届出年月日

平成14年9月12日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年10月10日から平成15年2月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ松代店

長野市松代町字殿町城址21-6 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (年間60日 午後10時)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

4 変更する年月日

平成14年9月16日

5 届出年月日

平成14年9月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年10月10日から平成15年2月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
白田ファッションモールA
南佐久郡白田町大字白田2427ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成14年4月18日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により白田町から聴取した意見の概要
駐車場NO.1の町道に面する駐車部分が町道との境を明確に仕切った場合、町道に接する駐車スペースにデッドスペースが生じてしまうと思われるので、適正な駐車台数の確保に努めていただきたい。
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要
なし
- 6 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年10月10日から平成14年11月11日まで

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
臼田ファッションモールB
南佐久郡臼田町大字臼田2410ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ホリー(有)
南佐久郡臼田町大字臼田80
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成14年4月18日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により臼田町から聴取した意見の概要
駐車場NO.1の町道に面する駐車部分が町道との境を明確に仕切った場合、町道に接する駐車スペースにデッドスペースが生じてしまうと思われるので、適正な駐車台数の確保に努めていただきたい。
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要
なし
- 6 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年10月10日から平成14年11月11日まで

産業振興課

○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあった。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年 月 日	患 畜 疑似患畜 の 区 分	発生頭数	発 生 の 場 所 又 は 区 域
ヨ－ネ病	牛	平成14年9月30日	患 畜	4	南安曇郡三郷村

畜 産 課

○公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の地籍調査の成果を認証した。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
下伊那郡根羽村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	根羽村の一部	平成14年10月10日
上水内郡信濃町	地籍簿及び地籍図	平成11年度から平成13年度まで	大字大井の一部	平成14年10月10日
木曾郡木祖村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成14年度まで	大字小木曾の一部	平成14年10月10日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成14年度まで	大字上平尾及び大字下平尾の各一部	平成14年10月10日
南佐久郡小海町	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成14年度まで	大字小海の一部	平成14年10月10日
上水内郡中条村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成14年度まで	大字御山里の一部	平成14年10月10日

北佐久郡望月町	地籍簿及び 地籍図	平成13年度から 平成14年度まで	大字布施の一部	平成14年 10月10日
下水内郡栄村	地籍簿及び 地籍図	平成11年度から 平成13年度まで	大字塚の一部	平成14年 10月10日
上水内郡信州新町	地籍簿及び 地籍図	平成12年度から 平成13年度まで	大字竹房の一部	平成14年 10月10日
木曾郡南木曾町	地籍簿及び 地籍図	平成12年度から 平成14年度まで	田立の一部	平成14年 10月10日
東筑摩郡坂北村	地籍簿及び 地籍図	平成12年度から 平成13年度まで	坂北村の一部	平成14年 10月10日
更級郡大岡村	地籍簿及び 地籍図	平成12年度から 平成14年度まで	甲の一部	平成14年 10月10日

農 村 整 備 課

○公 告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成14年10月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験日時

平成14年11月8日(金) 午前10時から正午まで

2 試験場所

長野市旭町1108番地 長野県勤労者福祉センター 教室

3 試験科目

筆記により、次の科目について行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないこと。)納付すること。

(3) 受付期間

平成14年10月11日(金)から10月25日(金)まで(郵送による場合は、平成14年10月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(4) 受付場所

長野県土木部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)

5 合格発表

平成14年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示する。

6 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県土木部河川課及び県内各建設事務所において交付する。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県土木部河川課(電話 026-235-7308)に行うこと。

河 川 課